デジタル等クリエイター人材創出事業費補助金（映像・ゲーム等人材創出支援）交付規程

制定令和6年4月4日

（通則）

第1条 「デジタル等クリエイター人材創出事業費補助金（映像・ゲーム等人材創出支援）（以下「補助金」という。）の交付を受けようとする民間事業者等（以下「補助事業者」という。）に対する補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 （昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、デジタル等クリエイター人材創出事業費補助金（映像・ゲーム等人材創出支援）交付要綱（20231219財情第1000号。以下「交付要綱」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この交付規程の定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、ゲーム、映像等を制作するデジタルツールやSNS・配信プラットフォーム等が発展するなかで、先端的デジタル技術等を活用し、高品質なデジタルコンテンツを創出することが、将来の産業競争力において重要であることから、国内における先端的デジタル技術等を活用した制作・発信ができるクリエイターや民間事業者等（以下「間接補助事業者」という。）に対し、先端的デジタル技術等を活用したコンテンツ等を制作するための、開発費や制作費等の支援、技術面のサポート等、ゲーム・映像等を制作する人材の育成等に係る費用を助成する事業（以下「間接補助事業」という。）に対して、補助事業者がその費用を助成する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費等を補助し、高品質なデジタルコンテンツの創出を促すことで、コンテンツの産業競争力の強化につなげることを目的とする。

（交付の対象者、交付の対象となる事業）

第3条 株式会社読売広告社（以下「事務局」という。）は、民間事業者等が前条に定める事業（以下「間接補助事業」という。）に係る経費に対して、別紙1に掲げる補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で、補助金を受けて事業を行う者（以下 「間接補助事業者」という。）に対し、当該補助対象経費の一部に充てるため補助金を交付する。ただし、別紙2の暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者、又は未成年であってその法定代理人の同意を得られない者が行う事業に対しては、補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費の区分、補助率及び上限率は、別表のとおりとする。

（補助金の交付額）

第4条 前条に掲げる間接補助事業の交付額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額を合計し、千円未満を切り捨てた額とする。なお、補助対象経費の詳細及び上限については、別途定めることとする。

（補助金の交付申請）

第5条 間接補助事業者は、補助金交付申請書（様式1）に間接補助事業概要説明書及び事務局が指定す

る書面を添えて、事務局に提出しなければならない。なお、第18条に定める概算払を求める間接補助事業者は、併せて、概算払を希望する旨、事務局に通知しなければならない。

2. 間接補助事業者は、前項に規定する補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（電子情報処理組織による申請等）

第6条　間接補助事業者は、前条第1項の規定に基づく交付の申請及び概算払を希望する旨の通知、第9条の規定に基づく申請の取下げ、第10条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第13条の規定に基づく事故の報告、第14条の規定に基づく状況報告、第15条の規定に基づく実績報告、第17条第2項の規定に基づく支払請求、第18条第2項の規定に基づく概算払の申請、同条第3項の規定に基づく概算払の申請に伴う関連書類の提出、同条第5項の規定に基づく支払請求、第19条第1項の規定に基づく書類の提出、第21条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告又は第25条第3項の規定に基づく財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、原則、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第7条　事務局は、第5条及び前条の規定に基づく交付申請等に係る次条第1項の規定に基づく交付決定、第10条第1項の規定に基づく承認、第13条の規定に基づく指示、第14条の規定に基づく要求、第16条第1項の規定に基づく通知、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令（第21条第3項の規定において準用する場合を含む。）、第18条第4項の規定に基づく通知及び補正命令、第20条第1項の規定に基づく返還命令、第21条第2項の規定に基づく返還命令、第23条第1項の規定に基づく取消し、同条第3項の規定に基づく返還命令、同条第4項の規定に基づく納付命令、第24条第4項の規定に基づく納付命令（第25条第4項の規定において準用する場合を含む。）又は第25条第3項の規定に基づく承認について、当該通知等を補助金申請システム又は電子メールにより行うことができる。

（補助金交付の決定）

第8条　事務局は、第5条第1項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定を行い、補助金交付決定通知書（様式2）により間接補助事業者に通知するものとする。この場合において、事務局は適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うことができる。

2. 事務局は、審査の結果、補助金を交付すべきでないものと認めたときは、速やかに間接補助事業者に通知するものとする。

3. 第5条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る第1項又は第2項の規定による通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
4. 事務局は、第1項の通知に際して必要な条件を付すことができる。

（申請の取下げ）

第9条　前条第1項の規定による通知を受けた間接補助事業者は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受領した日から10日以内に補助金交付申請取下げ書（様式3）により申請を取下げることができる。
2. 前項の規定にかかわらず、間接補助事業者の自己都合により申請を取下げる場合は、補助金交付申請取下げ書（様式3）を提出することによって、交付決定前に当該申請を取り下げることができる。

（計画変更の承認等）

第10条　間接補助事業者は、間接補助事業の内容の変更をする場合又は間接補助事業を全部若しくは一部を中止若しくは廃止しようとする場合には、あらかじめ事業計画変更承認申請書（様式4）を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、変更内容を事務局に報告し、承認申請書の要否も含め、その指示を受けるものとする。なお、軽微な変更にあたっては、事務局に事業計画変更届出書（様式4－2）を提出するものとする。
2. 事務局は、前項の規定による事業計画変更承認申請書を受理した場合において、これを審査し、変更を承認することを決定したときは、事業計画変更承認通知書により間接補助事業者に通知するものとする。この場合において、事務局は適正な交付を行うため必要があると認めるときは、交付決定の内容（補助金の額を含む。）を変更し、又は申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うことができる。
3. 事務局は、前項の承認の通知に際して必要な条件を付すことができる。

（契約等）

第11条　間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負、その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
2. 間接補助事業者は、間接補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、事務局に届け出なければならない。
3. 間接補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、間接補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
4. 間接補助事業者は、第1項又は第2項の契約（契約金額100万円未満のものを除く。）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、間接補助事業の運営上、当該事業者でなければ間接補助事業の遂行が困難又は不適当である場合は、事務局の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
5. 事務局は、間接補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、間接補助事業者は事務局から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
6. 前5項までの規定は、間接補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施す

る体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、間接補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

（債権譲渡の禁止）

第12条　間接補助事業者は、第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を事務局の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2. 事務局が第16条第1項の規定に基づく確定を行った後、間接補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、間接補助事業者が経済産業大臣に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、事務局は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、間接補助事業者から債権を譲り受けた者が事務局に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

（1）事務局は、間接補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

（2）債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

（3）事務局は、間接補助事業者による債権譲渡後も、間接補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら間接補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3. 第1項ただし書に基づいて間接補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、事務局が行う弁済の効力は、事務局が支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（事故の報告）

第13条　間接補助事業者は、間接補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は間接補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに間接補助事業事故報告書（様式5）を事務局に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第14条　間接補助事業者は、間接補助事業の遂行及び収支の状況について、事務局の要求があったときは速やかに間接補助事業状況報告書（様式6）を事務局に提出しなければならない。

（間接補助事業実績報告書の提出）

第15条　間接補助事業者は、間接補助事業が完了したときは、間接補助事業実績報告書（様式7）を事務局が定める期日までに、事務局に提出しなければならない。

2. 間接補助事業者が前項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、事務局は期限について猶予することができる。

3. 間接補助事業者は、第1項に規定する間接補助事業実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消

費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び通知）

第16条　事務局は、前条の規定による間接補助事業実績報告書を受理した場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、当該間接補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書により、間接補助事業者に通知するものとする。

2. 事務局は、間接補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を付して、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。

3. 前項の補助金の返還期限は、当該請求のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10．95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

4. 事務局は、やむを得ない事情があると認めるときは、間接補助事業者の申請に基づき、当該加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができる。

5. 事務局は、間接補助事業の適正な遂行のため必要があると認めたときは、第1項に基づく現地調査等のほか、事業に係る取引先（請負先、委託先及びそれ以下の請負先、委託先も含む。）に対して、現地調査等を行うことができ、当該調査の実施に必要な措置を講じることができる。

（補助金の支払）

第17条　補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2. 間接補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、精算（概算）払請求書（様式8）を事務局に提出しなければならない。

（概算払）

第18条　前条の規定にかかわらず、間接補助事業者は、間接補助事業の完了前に間接補助事業の実施に必要な経費として、補助金の一部について概算払の申請をすることができる。

2　間接補助事業者は、第8条１項の規定による補助金の交付決定の日から2週間以内に精算（概算）払請求書（様式8）により概算払の申請を行わなければならない。

3　間接補助事業者は、概算払の申請にあたり、第19条に定める保証差入書のほか、概算払の対象となる必要経費に関する発注書又は見積書を併せて提出しなければならない。

4　事務局は、第5条第1項の規定に基づき概算払を希望する間接補助事業者のうち、現に第2項の規定に基づく申請及び前項の規定に基づく提出を行った間接補助事業者に対し、必要な調査（現地調査を含む。）を行い、概算払が必要と認めたときは、当該間接補助事業者へ通知することとする。なお、事務局は、当該間接補助事業者の提出した書類について、これを補正し、再度提出を求めることができる。

5事務局は、前項に基づく通知をしたときは、概算払対象経費の80％を上限に、当該間接補助事業者の指定する口座に支払いを行うことができる。なお、振込手数料は事務局の負担とする。

（概算払における保証人）

第19条　間接補助事業者が概算払を希望する場合は、保証差入書を事務局へ提出することにより、事務

局が指定する者を連帯保証人として付保する（以下、連帯保証人となる者を単に「連帯保証人」という。）。
2　間接補助事業者は、民法第465条の10第1項各号に掲げる事項に関する情報を連帯保証人に対して提供したこと、及びこの情報が真実であることを表明し保証しなければならない。

（差額の返還又は支払）
第20条　間接補助事業者が第18条の規定により概算払を受領している場合であって、当該概算払の合計額が第16条第1項に基づき決定される補助金の額を超えている場合には、間接補助事業者は、事務局の指示により、その超える額を事務局に返還しなければならない。なお、振込手数料は受託者の負担とする。
2　間接補助事業者が第18条の規定により概算払を受領している場合であって、当該概算払の合計額が補助金の額に満たない場合には、第17条を準用する。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）
第21条　間接補助事業者は、補助金の交付申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、間接補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（様式9）を事務局に提出しなければならない。
2. 事務局は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を請求するものとする。
3. 第16条第3項及び第4項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

（海外付加価値税に係る還付金の納付）
第22条　事務局は、間接補助事業の実施にあたり、海外の付加価値税について補助金を交付する場合であって当該付加価値税について還付制度が存在する場合には、還付制度の利用について間接補助事業者に検討を求めることができる。
2. 間接補助事業者は、間接補助事業完了後に、海外の付加価値税について還付を受けた場合には、速やかに海外付加価値税還付報告書（様式10）を事務局に提出しなければならない。
3. 事務局は、前項の報告があった場合には、還付を受けた海外付加価値税の全部又は一部の返還を請求するものとする。

（概算払及び補助金の交付決定の取消し）
第23条　事務局は、第10条第1項の間接補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号に該当する場合には、第8条第1項の規定による補助金の交付決定（第10条第2項の規定による変更の交付決定を含む。）及び第18条第 4 項の規定による概算払の通知の全部又は一部を取消すことができるものとする。
（1）間接補助事業者が、法令又は交付規程等に基づく事務局の処分若しくは事務局からの指示に違反した場合
（2）間接補助事業者が、補助金（概算払を受領したときにはその金銭を含む。）を間接補助事業以外の用途に使用した場合
（3）間接補助事業者が、間接補助事業に関して、不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
（4）間接補助事業者が、交付規程等に基づく誓約事項に違反した場合

(5)間接補助事業者が、間接補助事業実施期間の終了までに当該間接補助事業を実施しなかった場合
(6)間接補助事業者が、第15条第1項に定める期限内に間接補助事業実績報告書を提出しなかった場合
(7)前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後生じた事情の変更等により、間接補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2. 前項の規定は、間接補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用されるものとする。

3. 事務局は、第1項に基づく取消しをした場合には、補助金交付決定取消し通知書により、速やかに間接補助事業者に通知するものとする。当該取消しに関し、既に補助金を交付しているときは、期限を付して当該補助金の全額又は一部の返還を請求するものとする。

4. 間接補助事業者は、第1項の(1)号から(7)号に該当することにより、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき金額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10．95パーセントの割合で計算した加算金を事務局に納付しなければならない。

5. 間接補助事業者は、第3項に基づく補助金の返還については、同項により付された期限内に納付がない場合には、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納に係る金額につき年10．95パーセントの割合で計算した延滞金を加えて事務局に納付しなければならない。

(財産の管理等)

第24条　間接補助事業者は、補助対象経費(補助対象事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、間接補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2. 間接補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳(様式11)を備え管理しなければならない。

3. 間接補助事業者は、取得財産等があるときは、第15条第1項で定める実績報告書に第2項で定める取得財産等管理台帳とは別様にして、取得財産等管理台帳(様式11)を添付しなければならない。

4. 事務局は、間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を事務局に納付させることができる。

(財産処分の制限)

第25条　取得財産等のうち、処分を制限する財産は、原則、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2. 前項の財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数とする。

3. 間接補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式12)を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。

4. 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

5. 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより間接補助事業者が得た収入については、前項の規定は適用しない。

（収益納付）

第26条　事務局は、間接補助事業者が当該間接補助事業の実施結果の事業化、知的財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該間接補助事業の実施結果の他への供与による収益が生じたことを確認したときは、間接補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を事務局に納付させることができるものとする。

（情報管理及び秘密保持）

第27条　間接補助事業者は、間接補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、間接補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうちの秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、秘密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2. 間接補助事業者は、間接補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。間接補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も間接補助事業者による違反行為とみなす。

3. 本条の規定は間接補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（経理等）

第28条　間接補助事業者は、当該間接補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿類及び関係書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2. 間接補助事業者は、補助金交付に関する一連の通知、帳簿、関係書類及び領収書等の証拠書類等を、補助金の交付を受けた年度の終了後5年間善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

（権利情報の登録）

第29条　間接補助事業者は、事務局の指示に従い、事務局が指定する権利関連情報データベースに間接補助事業の著作物に係る権利関連情報を登録しなければならない。

2. 前項の規定により登録される情報は、別途定めることとする。

3. 事務局は、第1項の規定によるデータベース登録作業及び運用の全部又は一部を第三者に委託することができる。

（調査等）

第30条　事務局は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために必要と認めるとき、ならびに補助金の交付による成果の確認が必要な際は、間接補助事業者に対し報告を求め、又は現地調査等を行うことができるものとする。

2. 間接補助事業者は、事務局が前項の調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

3. 事務局は、第1項の規定による調査により、当該間接補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合していないと認めるときは、間接補助事業者に対し、これに適合させるための措置をとるべきことを指示することができる。

4. 間接補助事業者は、前項の規定による指示を受けたときは、これを誠実に遵守しなければならない。

5. 第1項の規定による調査は、補助金の交付を受けた年度の終了後5年間、行うことができる。

（不正行為等の公表等）

第31条　事務局は、間接補助事業者等が虚偽及び不正行為等により補助金の交付の手続等を行った場合、次の措置を講ずることができるものとする。

(1) 当該補助金の申請主体の対象外とすること。

(2) 間接補助事業者等の名称及び不正の内容を公表すること。

（個人情報に関する事項）

第32条　事務局が本事業を通じ間接補助事業者等から取得した個人情報は、法令に定められている場合を除き、次の目的に使用する。

(1) 補助金の交付に係る業務に利用する。

(2) 国が行うその他調査業務等に利用する。その場合、国が指定する外部機関に提供を行う場合がある。

2. 事務局は、本事業の実施に当たって提供された個人情報等については、業務終了等により不要になった場合には経済産業大臣へ報告し、その指示に従わなければならない。

（暴力団排除に関する誓約）

第33条　間接補助事業者は、別紙2記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（その他）

第34条　この交付規程に定めるものの他、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

（附則）

この交付規程は、令和6年4月4日から施行する。

（別紙1）

補助対象経費

費目	内容	補助率
デジタル等クリエイター人材創出等を行う事業	＜コンテンツ制作等に要する費用（映像制作又はゲーム制作等に必要と認められる経費項目に限る。）＞ ・人件費 ・旅費 ・借料及び損料 ・消耗品費 ・印刷製本費 ・その他諸経費（特別に認められたもの） ・委託・外注費　等 ＜その他事業に要する経費＞ 消費税 ※ただし、下記事業者に限る。 ・消費税法における納税義務者とならない補助事業者 ・免税事業者である補助事業者 ・簡易課税事業者である補助事業者 ・国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。） ・消費税法別表第３に掲げる法人 ・国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者 ・課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者	定額(10／10)以内

（別紙2）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等しているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

以上

（様式１）補助金交付申請書

年　　月　　日

株式会社読売広告社
テーマビジネスプロデュース局長　殿

申請者　住所
氏名　　法人の名称及び
代表者の役職・氏名

デジタル等クリエイター人材創出事業費補助金（映像・ゲーム等人材創出支援）
交付申請書

デジタル等クリエイター人材創出事業費補助金（映像・ゲーム等人材創出支援）交付規程第５条第１項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

１．申請者名

２．間接補助事業の名称、目的及び内容

事業の名称	
事業の目的 及び内容	

３．間接補助事業の開始及び完了予定日

開始予定日	交付決定を受ける日	完了予定日	令和　　年　　月　　日

４．間接補助事業全体に要する経費総額、補助対象経費、補助金交付申請額（※申請者分のみ記載）

	間接補助事業全体に 要する経費総額	補助対象経費	補助金交付申請額
事業費	円	円	円

５．同上の金額の算出基礎
補助対象経費（円）×補助率（１０／１０以内）＝　補助金交付申請額

（注１）「間接補助事業全体に要する経費総額」とは、当該間接補助事業を遂行するために必要な経費の総額を意味します。
（注２）「補助対象経費」には、「間接補助事業全体に要する経費総額」のうちで補助対象となる経費について、消

費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入してください。ただし、別紙１記載の消費税等を補助対象経費として計上することができる事業者についてはこの限りではありません。なお、内訳を添付すること。

（注３）「補助金交付申請額」は、「補助対象経費」のうちで補助金の交付を希望する額で、その限度は、「補助対象経費」に補助率を乗じた額（千円未満は切捨て）をいいます。

（注４）「間接補助事業全体に要する経費総額」、「補助対象経費」及び「補助金交付申請額」については、各申請者分のみ記載してください。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること

（様式２）補助金交付決定通知書

番　　号
年　　月　　日

法人にあっては名称
及び代表者の氏名　　宛て

株式会社読売広告社
テーマビジネスプロデュース局長　名

デジタル等クリエイター人材創出事業費補助金（映像・ゲーム等人材創出支援）
交付決定通知書

令和　　年　　月　　日付で申請のありました、デジタル等クリエイター人材創出事業費補助金（映像・ゲーム等人材創出支援）については、デジタル等クリエイター人材創出事業費補助金（映像・ゲーム等人材創出支援）交付規程第８条第１項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

１．補助金交付の対象となる事業の内容は、令和　　年　　月　　日付けで申請のありましたデジタル等クリエイター人材創出事業費補助金（映像・ゲーム等人材創出支援）交付申請書記載のとおりとします。

事業の名称			
事業の目的及び内容			
事業開始日	令和　　年　　月　　日	事業完了日	令和　　年　　月　　日

ただし、交付規程の定めるところにより、別紙にて条件を付す場合があります。

２．間接補助事業全体に要する経費総額、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

	間接補助事業全体に要する経費総額	補助対象経費	補助金額
事業費	円	円	円

ただし、間接補助事業の内容が変更された場合における間接補助事業全体に要する経費総額、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。

３．補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおり

とします。

４．間接補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「施行令」という。）、デジタル等クリエイター人材創出事業費補助金（映像・ゲーム等人材創出支援）交付要綱（以下「交付要綱」という。）及び交付規程の定めるところに従わなければなりません。

５．補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

（様式３）補助金交付申請取下げ書

番　　号
年　　月　　日

株式会社読売広告社
テーマビジネスプロデュース局長　　殿

申請者　住所
氏名　　法人の名称
及び代表者の役職・氏名

デジタル等クリエイター人材創出事業費補助金（映像・ゲーム等人材創出支援）
交付申請取下げ届出書

令和　　年　　月　　日付け　　第　　号をもって交付の決定があった上記補助金について、デジタル等クリエイター人材創出事業費補助金（映像・ゲーム等人材創出支援）交付規程第９条の規定に基づき、交付申請を取下げます。

記

１．交付の申請の取下げ理由

２．取り下げられた交付の申請に係る補助対象経費及び補助金の額

	間接補助事業全体に要する経費総額	補助対象経費	補助金額
事業費	円	円	円

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること

（様式４）事業計画変更承認申請書

番　　号
年　　月　　日

株式会社読売広告社
テーマビジネスプロデュース局長　　殿

申請者　住所
氏名　　法人の名称
及び代表者の役職・氏名

デジタル等クリエイター人材創出事業費補助金（映像・ゲーム等人材創出支援）
計画変更承認申請書

デジタル等クリエイター人材創出事業費補助金（映像・ゲーム等人材創出支援）交付規程第１０条第１項の規定に基づき、計画変更（等）について下記のとおり申請します。

記

１．変更の内容

２．変更を必要とする理由

３．変更が間接補助事業に及ぼす影響

４．変更後の間接補助事業に要する経費の額
（新旧対比）

	間接補助事業全体に要する経費総額		補助対象経費		補助金額	
	新	旧	新	旧	新	旧
事業費	円	円	円	円	円	円

５．同上の算出基礎

（注１）中止又は廃止にあっては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。
（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること

（様式４－２）事業計画変更届出書

番　　号
年　　月　　日

株式会社読売広告社
テーマビジネスプロデュース局長　　殿

届出者　住所
氏名　　法人の名称
及び代表者の役職・氏名

デジタル等クリエイター人材創出事業費補助金（映像・ゲーム等人材創出支援）
計画変更届出書

デジタル等クリエイター人材創出事業費補助金（映像・ゲーム等人材創出支援）交付規程第１０条第１項の規定に基づき、計画変更（等）について下記のとおり届出します。

記

１．変更の内容

２．変更を必要とする理由

３．変更が間接補助事業に及ぼす影響

４．変更後の間接補助事業に要する経費の額
（新旧対比）

	間接補助事業全体に要する経費総額		補助対象経費		補助金額	
	新	旧	新	旧	新	旧
事業費	円	円	円	円	円	円

５．同上の算出基礎

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること

（様式５）間接補助事業事故報告書

番　　号
年　　月　　日

株式会社読売広告社
テーマビジネスプロデュース局長　　殿

申請者　住所
氏名　　法人の名称
及び代表者の役職・氏名

デジタル等クリエイター人材創出事業費補助金（映像・ゲーム等人材創出支援）
事故報告書

デジタル等クリエイター人材創出事業費補助金（映像・ゲーム等人材創出支援）交付規程第１３条の規定に基づき、間接補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

１．事故の原因及び内容

２．事故に係る金額

３．事故に対して執った措置

４．間接補助事業の遂行及び完了の予定

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること

（様式６）間接補助事業状況報告書

番　　号
年　　月　　日

株式会社読売広告社
テーマビジネスプロデュース局長　　殿

申請者　住所
氏名　　法人の名称
及び代表者の役職・氏名

デジタル等クリエイター人材創出事業費補助金（映像・ゲーム等人材創出支援）
状況報告書

デジタル等クリエイター人材創出事業費補助金（映像・ゲーム等人材創出支援）交付規程第１４条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．間接補助事業の遂行状況

２．間接補助対象経費の区分別収支概要

（様式７）間接補助事業実績報告書

番　　号
年　　月　　日

株式会社読売広告社
テーマビジネスプロデュース局長　　殿

申請者　住所
氏名　　法人の名称
及び代表者の役職・氏名

デジタル等クリエイター人材創出事業費補助金（映像・ゲーム等人材創出支援）
実績報告書

デジタル等クリエイター人材創出事業費補助金（映像・ゲーム等人材創出支援）交付規程第１５条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．実施した間接補助事業

事業の名称	
事業の目的及び内容	
重点的に実施した事項	
事業の効果	

２．間接補助事業の収支決算

（１）収入（単位：円）

項目	金額
自己資金	円
補助金充当額	円
その他、当該間接補助事業により直接得た収入	円
計	円

（２）支出（単位：円）

①総括表（単位：円）

	間接補助事業全体に要する経費総額		補助対象経費		補助金額	
	計画額	実績額	計画額	実績額	交付決定額	実績額
事業費	円	円	円	円	円	円

②経費の内訳（各経費の配分ごとの実績の内訳）

※別紙添付も可

（注１）当該年度に財産を取得しているときは、交付規程第２１条第３項の規定に基づき、様式第１１による取得財産等管理台帳を添付すること。

（注２）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること

（様式８）精算（概算）払請求書

番　　号
年　　月　　日

株式会社読売広告社
テーマビジネスプロデュース局長　　殿

申請者　住所
氏名　　法人の名称
及び代表者の役職・氏名

デジタル等クリエイター人材創出事業費補助金（映像・ゲーム等人材創出支援）
精算（概算）払請求書

デジタル等クリエイター人材創出事業費補助金（映像・ゲーム等人材創出支援）交付規程第１７条第２項及び第１８条第２項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

１．精算（概算）払請求金額（算用数字を使用すること。）

２．請求金額の算出内訳（概算払の請求をするときに限る。）

３．概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）

４．振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

（注１）概算払の請求をするときには、別紙「概算払請求内訳書」を添付すること。
（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること

（様式９）消費税等仕入控除税額確定報告書

番　　号
年　　月　　日

株式会社読売広告社
テーマビジネスプロデュース局長　　殿

申請者　住所
氏名　　法人の名称
及び代表者の役職・氏名

デジタル等クリエイター人材創出事業費補助金（映像・ゲーム等人材創出支援）
消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

デジタル等クリエイター人材創出事業費補助金（映像・ゲーム等人材創出支援）交付規程第２１条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．補助金額（交付規程第１６条第１項による額の確定額）　　円

２．補助金の確定時における消費税及び地方消費税に
係る仕入控除税額　　円

３．消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に
係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額　　円

４．補助金返還相当額（３．－２．）　　円

（注１）別紙として積算の内訳を添付すること。
（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること

（様式１０）海外付加価値税還付報告書

番　　号
年　　月　　日

株式会社読売広告社
テーマビジネスプロデュース局長　　殿

申請者　住所
氏名　　法人の名称
及び代表者の役職・氏名

デジタル等クリエイター人材創出事業費補助金（映像・ゲーム等人材創出支援）
海外付加価値税還付報告書

デジタル等クリエイター人材創出事業費補助金（映像・ゲーム等人材創出支援）交付規程第２２条第２項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．補助金額（交付規程第１６条第１項による額の確定額）　　円

２．補助金の確定時における海外付加価値税の額　　円

３．海外付加価値税還付額　　円

４．補助金返還相当額（３．－２．）　　円

（注１）別紙として積算の内訳を添付すること。
（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること

（様式１１）取得財産等管理台帳

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	助成率	備考
				円	円					

（注１）対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第２５条第１項に定める処分制限額以上の財産とする。

（注２）財産名の区分は、（ア）事務用備品、（イ）事業用備品、（ウ）書籍、資料、図面類、（エ）無体財産権（産業財産権等）、（オ）その他の物件（不動産及びその従物）とする。

（注３）数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

（注４）取得年月日は、検収年月日を記載すること。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること

（様式１２）財産処分承認申請書

番　　号
年　　月　　日

株式会社読売広告社
テーマビジネスプロデュース局長　　殿

申請者　住所
氏名　　法人の名称
及び代表者の役職・氏名

デジタル等クリエイター人材創出事業費補助金（映像・ゲーム等人材創出支援）
財産処分承認申請書

デジタル等クリエイター人材創出事業費補助金（映像・ゲーム等人材創出支援）交付規程第２５条第３項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．処分の内容

(1) 処分する財産名等（別紙）　※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等

(2) 処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日
（処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等。）

２．処分理由

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること